

記入見本《許可の申請の場合》

この様式は、**事業所単位**で作成する計画書です。
様式第1号(労働者派遣事業許可申請書)記載の
事業所ごとに、それぞれ作成すること。

提出部数: 正本1通及びその写し2通

新たな許可の有効期間は3年。
有効期間を更新すると有効期間が5年となります。

青文字: 記入例
赤文字: 注意・説明

様式第3号 (第1面)

(日本産業規格A列4)

労働者派遣事業計画書

I 計画事業所の概要

予定される労働者派遣事業所の概要を申請日現在(一部異なる)の内容として記載してください。

| | | |
|----------|---|-----------------|
| (ふりがな) | かぶしきがいしゃ やまくらうどう しゅきゆうしぎょうしよ | |
| 1 事業所の名称 | 様式第1号記載の事業所 | 株式会社 山口労働 需給事業所 |
| 2 計画対象期間 | 令和6年2月1日 | ～ 令和9年12月31日 |
| | 派遣事業開始予定年月日～許可の有効期間の末日を含む事業年度の終了の日(最小期間3年、最大期間3年11ヶ月) | |

3 資産等の状況

| 区分 | 価額(円) | 摘要 |
|--------|------------|--|
| 現金・預金 | 18,700,000 | 申請日直近の【貸借対照表】より転記 《法人の場合》直近の決算時における資産等の状況 《個人の場合》納税期末日における事業に係る資産等の状況 |
| 土地・建物 | 4,560,000 | |
| その他 | 34,567,000 | |
| 資産額(計) | 57,827,000 | |
| 負債額(計) | 32,100,000 | |

4 株主の状況

| 氏名又は名称 | 所有株式数 | 割合(%) |
|---------------|-------------------------------------|--------|
| 1 中河原 太郎 | 100株 | 50.0% |
| 2 中河原 次郎 | 100株 | 50.0% |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | 「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」に記載の発行済株式の総数と同一 | |
| その他の株主 (0 名) | | |
| 合計 (2 名) | 200株 | 100.0% |

5 労働保険等の加入状況

| ① 労働保険等の加入状況 | 加入の有無について該当の数字を○で囲む | | 未加入の場合の誓約 (自置によること) |
|-------------------------|-----------------------------------|-----|--|
| | 1 有 | 2 無 | |
| 雇用保険 | 1 | 2 | 加入対象となる派遣労働者の雇用等により加入が生じた際に必ず加入します。 加入対象となる派遣労働者の雇用等により加入が生じた際に必ず加入します。 |
| 健康保険 | 1 | 2 | |
| 厚生年金保険 | 1 | 2 | |
| ② 労働保険番号 | 35108000000-000 | | |
| ③ 雇用保険適用事業所番号 | 3501-000000-1 | | |
| ア 当該事業所の派遣労働者数(人) | 0 | | |
| イ うち雇用保険の未加入派遣労働者数(人) | 0 | | |
| ④ 事業所整理記号 | 01000 (記号・番号の判る書類(年金機構等からの書類)で確認) | | |
| ⑤ 事業所番号 | 00000 | | |
| ア 当該事業所の派遣労働者数(人) | 0 | | |
| イ うち健康保険の未加入派遣労働者数(人) | 0 | | |
| ウ うち厚生年金保険の未加入派遣労働者数(人) | 0 | | |

6 民営職業紹介事業との兼業の有無

| | | | | | |
|-------------------------------|-----|------------|-----|-----------|-------------|
| 職業紹介事業の許可・届出済で、番号をお持ちの事業所は「有」 | 1 有 | 2 同時申請・申請中 | 3 無 | 許可番号・届出番号 | 35-1-000000 |
|-------------------------------|-----|------------|-----|-----------|-------------|

7 請負事業との兼業の有無

| | | |
|-------------|-----|-----|
| うち「構内請負」の実施 | 1 有 | 2 無 |
|-------------|-----|-----|

8 事業所の面積(m²)

| | | | |
|-----------------|----------------------|--|--|
| 労働者派遣事業に使用し得る面積 | 28.00 m ² | 「請負」とは 当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約すること(民法上の請負・委託・委任)。一般的には「請負契約(表現によらず)」の締結によって行われる。 昭和61年旧労働省告示第37号(派遣と請負の区分基準)による請負が該当 | 「構内請負」とは 発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと 製造業の構内請負の場合「1 有」の数字に○印 |
|-----------------|----------------------|--|--|

9 備考

| | |
|----|--|
| 備考 | |
|----|--|

企業全体の状況を記載

申請日前月末の加入状況

持株数の多い順に5名まで記載

6名を超える株主一括

申請日前日の株主

「有」を○で囲っても必ず事業主に「自置」

特定からの切替で、未加入の派遣労働者がいない場合は空欄

特定からの切替で、加入者がいる場合を除き、人数は「0」(許可申請日では、派遣を開始していないため)

引き続き、**事業所単位**で作成して下さい。
(第1面)計画対象期間中に行う労働者派遣計画です。
予定を含め今後の計画を策定して下さい。

II 労働者派遣計画

1 登録制度の実施

① 有 ② 無

「登録制度」とは労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から労働者を期間を定めて雇用し労働者派遣をする制度

計画対象期間において、1日当たりの派遣労働者の労働時間の合計を当該事業所における通常の労働者の1人1日当たりの労働時間で除した数

単純な派遣労働者数ではないことに注意
短時間労働者の場合及び短期の派遣や日雇労働者を派遣する場合は実際の人数より少なくなります。(少数以下切捨て)

登録のみで雇用予定のない者は除く

2 派遣労働者として雇用すること等が予定される1日当たり平均人数

| 雇用期間の定め有無 | 計 | うち1年以上の雇用予定の者 | うち1年未満の雇用予定の者 | 登録者 |
|-----------------|----|---------------|---------------|-----|
| 派遣労働者総数計(人) | 20 | 10 | 10 | 10 |
| ②無期雇用派遣労働者(人) | 5 | 4 | — | — |
| ③有期雇用派遣労働者(人) | 15 | 5 | 10 | 10 |
| ④日雇派遣労働者(人)③の内数 | 5 | 0 | 5 | 10 |

雇用期間30日以内(更新有無に関わらない)

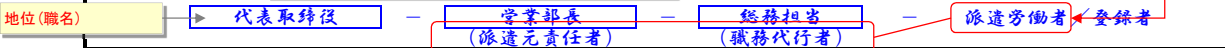
3 労働者派遣の役務の提供を受ける者の確保の対象地域

山口県、広島県、福岡県

派遣労働者から申出を受けた苦情の処理を行う必要があるため、「派遣元責任者が日帰りで往復し、かつ、苦情処理を行うための時間が十分に取れる範囲(苦情処理を3~4時間程度とみなし、往復4時間程度の範囲)」を対象地域として下さい。

4 指揮命令の系統 労働者派遣事業関係業務に従事する者の指揮命令系統

必ず入れること



5 労働者派遣に関する事業所の平均的な料金及び派遣業務別の料金の額

労働保険料率(事業主負担)=
労災保険料率+雇用保険料率
=賃金の96/1000~8.5/1000

社会保険料率(事業主負担)=
健康保険料率+厚生年金保険料率
=賃金の14.971%(参考料率)
(保険の加入団体等により異なる)

| 最新の日本標準職業分類に基づき記載。 職業分類番号は小分類(3桁数字) | 1日8時間として算定すること。 | | | ④労働保険料(事業主負担) =マージン | ⑤社会保険料(事業主負担) | 主な業務以外も含めた平均 |
|--|------------------------|----------------------|----------------------|------------------------|---------------|--------------|
| | ①平均的な1人1日(8時間)当たりの派遣料金 | ②平均的な1人1日(8時間)当たりの賃金 | ③その他 ①-② =マージン | | | |
| 全派遣業務平均 | 16,154 | 10,763 | 5,391 | 97 | 1,611 | |
| 職業分類番号 | 派遣業務内容 | | | | | |
| 083 | 機械技術者 | 19,843 | 12,974 | 6,869 | 117 | 1,942 |
| 561 | 金属材料検査従事者 | 11,510 | 7,361 | 4,149 | 66 | 1,102 |

この見本では 3/1000+6/1000 で算出

この見本では 5.88%+9.091% で算出

具体的な業務内容を別紙にして添付

6 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

記載しきれない場合は、別紙に記載して添付

| 教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号 | 教育の方法の別 | | 教育の実施主体の別 | | 1人当たりの平均実施時間 |
|--------------------------------------|---------|------|--------------------------|--------------------------|--------------|
| | 1 座学 | 2 実技 | 1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他 | 1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他 | |
| ① 1 3 設備稼働教育 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ② 2 5 保護具と安全装置 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| ③ 4 作業開始時安全点検 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ④ 6 整理・整頓・清掃・清潔教育 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ⑤ 7 災害発生時の緊急対応 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【別表①】

- 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法に関すること。
 - 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱方法に関すること。
 - 作業手順に関すること。
 - 作業開始時の点検に関すること。
 - 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
 - 整理、整頓及び清掃の保持に関すること。
 - 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
 - 前各号に掲げるもののほか、
- 5~7の教育は全事業場実施する義務がある。
1~4の教育は下記の業種は省略できない。
8は該当事業場において必ず教育を実施すること。

- 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備及び機械修理業

7 その他の教育訓練(6及び様式第3号-2に係るものを除く)

安全衛生・キャリアアップ教育以外の教育訓練の考え方
・キャリア形成に無関係な福利厚生目的の教育
・登録者等、雇用契約前教育
(雇入時は安全衛生・キャリアアップ教育)など。
・能力や希望に応じた体系的かつ十分な訓練計画
・(法定訓練ではないので計画されてなくてもよい)

| 訓練の内容 | 訓練の方法の別 | 訓練の実施主体の別 | 訓練費負担の別 | | 賃金支給の別 | | 1人当たりの平均実施時間 |
|--------------|---------|-----------|--------------|--------------|--------|--------------|--------------|
| | | | 1 無償(実費負担なし) | 2 無償(実費負担あり) | 3 有償 | 1 有給(無給部分なし) | |
| ① コンプライアンス研修 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ② 情報セキュリティ研修 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| ③ | | | | | | | |

8 6及び7の教育訓練に用いる施設、設備等の概要、教育の実施責任者の役職・氏名

安全衛生やその他の教育を行うために必要となるものを具体的に記載。(専用の施設・設備である必要はありません)

安全衛生教育の実施に関し責任を有する者の地位及び氏名(特段の経験等の資格は不要)

会議室、長机5台、椅子15脚、ノートパソコン3台、プロジェクター1台、スクリーン1台、安全道場設定エリア、避難訓練にあっては派遣先事業所
実施責任者:学業部長 一ノ坂 光太郎

「海外派遣」とは国外に所在する事業所その他の施設において(1箇月を超え)就業させるための労働者派遣

9 海外派遣の予定の有無

1 有 ② 無

「1 有」が○印の場合、海外派遣届出書(様式第13号)及び添付書類の提出が必要です。